

公募型プロポーザル発注方式の実施に係る公募要領について

本要領は、本市が発注する公募型プロポーザル発注方式に係る公募要領です。参加希望者（以下「参加者」という。）は、以下の内容を確認の上、参加ください。

1 目的

この公募要領は、薩摩川内市（以下「本市」という。）が、「薩摩川内市上下水道・温泉事業窓口等関連業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、開閉栓の問い合わせ等の窓口業務、検針・調定・収納業務、滞納整理業務及び上下水道・温泉事業新規工事申込業務等を行う能力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、豊富な経験、実績及び信頼性を有し、かつ社会貢献度の高い優れた者を公募型プロポーザル発注方式（以下「プロポーザル」という。）により募集及び選定するために必要な事項を定める。

2 本書の位置付け

本公募要領は、プロポーザルを実施するに当たり、参加者を対象に交付するものであり、以下の添付書類は公募要領と一体のものである（以下「公募要領等」という。）。

添付書類（1）業務委託仕様書

添付書類（2）受託候補者選定基準

添付書類（3）様式集

3 委託業務の概要

(1) 業務名称

薩摩川内市上下水道・温泉事業窓口等関連業務

(2) 業務履行場所

① 事務所 薩摩川内市 薩摩川内市水道局舎内

② 履行区域 薩摩川内市全域。ただし、甌島区域は、収納業務及び滞納整理業務の一部に限る。

(3) 委託範囲

本業務の委託範囲は次に掲げるものとし、詳細については業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。

- ① 料金等及び負担金等に関する窓口業務
- ② 検針業務
- ③ 開閉栓業務
- ④ 調定に係る資料作成業務
- ⑤ 収納業務
- ⑥ 滞納整理業務
- ⑦ 検定満期メーター交換情報管理及びメーター在庫管理業務
- ⑧ 水道給水・温泉給湯施設に関する窓口業務
- ⑨ 給水装置工事申請の受付業務
- ⑩ 温泉受給装置工事申請の受付業務
- ⑪ 給水装置工事申請に伴う占用協議書の受付業務
- ⑫ 指定給水装置工事事業者の申請受付業務
- ⑬ 下水道事業（本土区域）及び地域下水処理事業に関する窓口業務
- ⑭ 排水設備等工事計画（変更）確認申請等に関する業務
- ⑮ 排水設備指定工事店・排水設備工事責任技術者に関する業務
- ⑯ 公共下水道等接続補助金申請に関する業務

- ⑰ 区域外接続等に関する業務
- ⑱ 下水道接続の推進に関する業務
- ⑲ 浄化槽設置届出書・浄化槽審査書に関する業務
- ⑳ 小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請に関する業務
- ㉑ その他上記に関連する業務

4 委託期間等

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和13年3月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和8年3月31日までは、委託業務を履行するための準備期間（以下「準備期間」という。）とし、委託業務を開始する日は令和8年4月1日とする。なお、準備期間に受託者において生じた費用は受託者が負担するものとする。

5 使用する言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円とする。

6 遵守すべき関係法令等

受託者は、委託期間において、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）及び仕様書に示す内容を遵守するものとする。

7 見積金額の上限額等

- (1) 本業務の見積金額の上限額は、725,945,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。
- (2) 支払条件
令和8年度から令和12年度までの間、毎月払いの計60回払いとする。

8 契約保証金 免除

9 参加資格要件

プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の物品等競争入札参加資格（（役務）その他）を有する者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で参加申込期限までに資格の申請を行い、本市が受理しているもの。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加資格確認申請書の提出日（以下「提出日」という。）から受託候補者決定日までの間に、薩摩川内市物品購入等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成16年訓令36号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 指名停止要綱に基づく文書警告を受けている場合、提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、提出日から受託候補者決定日までの間に措

- 置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (6) 次のアからケまでのいずれにも該当しないものであること。
 なお、資格要件の確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人等
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするか問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等
- (7) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (8) 本業務の目的達成に必要な仕様書に定める各業務に応じた有資格者を配置できること。なお、1人の有資格者が複数の業務を兼務することを認めることとする。
- (9) 予定している仕様書に定める業務責任者は、本業務の委託期間中に、本業務の受託者と直接的雇用関係があること。
- (10) 給水人口が8万4千人以上の事業者が委託した窓口業務、検針業務、開閉栓業務、調定業務及び収納業務（滞納整理業務を含む）について、平成28年4月1日以降の業務実績を持つ者。
- (11) 賠償保険に加入している者であること。
- (12) プライバシーマーク取得等個人情報保護に関する指針を定めていること。

10 プロポーザルの実施スケジュール

実施事項	日程
公募要領等の公表	令和7年7月18日（金）
入札参加資格審査申請書の受付 （入札参加資格を有していない場合のみ）	令和7年7月18日（金） ～ 7月31日（木）
入札参加資格審査申請期限	令和7年8月5日（火）
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和7年7月18日（金） ～ 8月5日（火）
公募要領等に関する質問受付（随時回答）	令和7年7月18日（金） ～ 8月5日（火）
参加申込期限	令和7年8月5日（火）
参加資格確認結果の通知	令和7年8月7日（木）（予定）
公募要領等に関する質問に対する最終回答期限	令和7年8月15日（金）（予定）

業務提案書等の受付	令和7年8月18日(月) ～ 9月16日(火)
業務提案書等の提出期限	令和7年9月16日(火)
業務提案書に関する参加者へ確認の実施 (内容確認の必要がある場合)	令和7年9月26日(金)(予定)
業務提案書に関する確認に対する参加者からの回答期限	令和7年10月8日(水)(予定)
業務提案書審査	令和7年9月下旬～10月上旬
受託候補者決定	令和7年11月上旬
受託候補者公表及び結果通知	令和7年11月上旬
契約内容に関する協議	令和7年11月中旬～12月上旬
契約締結	令和7年12月中旬
準備期間	契約締結の日 ～ 令和8年3月31日(火)
業務開始	令和8年4月1日(水)

※ 上記スケジュールは、状況により変更になる場合もあります。

11 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ① 参加資格確認申請時提出書類一覧表(様式第1号-1)」
- ② 「参加表明書(様式第1号-2)」
- ③ 「参加資格確認申請書(様式第1号-3)」
- ④ 添付書類
 - ア 会社概要(最新のもの、パンフレット等の使用も可)
 - イ 営業経歴書(最新のもの)
 - ウ 登記事項証明書(提出日の3箇月以内のもの)
 - エ 直近の国税及び地方税に滞納がないことの証明書(提出日の3箇月以内のもの)
 - オ 本要領「9 参加資格要件(10)」の実績となる契約書の写し又は証明できる書類(受託したもので1件)
 - ※ 平成28年4月1日以降のもの
 - カ 本要領「9 参加資格要件(11)」の加入状況について確認できるもの(保険証等の写し等)
 - キ 本要領「9 参加資格要件(12)」を満たしていることを証する個人情報保護に関する公的認証取得の証明等
 - ク 印鑑証明書(法人のもので提出日の3箇月以内のもの)
 - ※ 様式集により提出書類の確認を十分に行うこと。

(2) 提出先

〒895-0074 薩摩川内市原田町22番10号
 薩摩川内市水道局 経営管理課 企画業務グループ
 電話 0996-20-8501 FAX 0996-20-8512

(3) 提出方法 ※ 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

① 持参による場合

令和7年7月18日(金)から令和7年8月5日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する

法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）に持参のこと。（事前に電話連絡の上、来庁してください。）

② 郵送による場合

令和7年8月5日（火）午後5時までに必着のこと。

(4) 提出部数 各1部

12 入札参加資格審査申請書の提出について

本市の入札参加資格を有していない場合は、資格の確認に必要な資料等を提出する必要があるので、申請に必要な書類を下記のとおり提出すること。

なお、記入にあたっては、本市のホームページの「令和5・6・7年度の物品等競争入札参加資格審査申請の受付終了について」にある「提出書類チェックシート」及び「申請の手引き」を参照の上、記入すること。

(1) 提出書類（各1部）

- ① 競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックシート
- ② 業者カードNO.1 事業者情報を記入（本市様式1）
- ③ 業者カードNO.3 【役務の提供】について登録を希望する品目を記入（本市様式2-2）
- ④ 競争入札参加資格登録通知（本市様式3）
- ⑤ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品等）（本市様式4）
- ⑥ 営業概要書（本市様式5）
- ⑦ 主な契約実績（本市様式6）
- ⑧ 営業許認可証等の写し
- ⑨ 営業所一覧表（本市様式7）
- ⑩ 営業所に関する報告書（本市様式8-1）及び薩摩川内市内の支店・営業所の所在地図、建物外観及び事務所内部の写真、公共料金の領収書等（申請日前3箇月以内のもの）（本市様式8-2） ※本市内に本店以外の営業所がある場合
- ⑪ 支店、営業所等への委任状（本市様式9）
- ⑫ 有資格職員名簿（本市様式10）
- ⑬ 法人にあつては直近の商業登記簿謄本の写し、個人事業者にあつては身分証明書
- ⑭ 納税証明書
- ⑮ 非課税申立書（課税されず上記納税証明書が提出できない場合 本市様式11）
- ⑯ 印鑑証明書
- ⑰ 財務諸表
- ⑱ 印刷設備機械器具概要書（本市様式12）
- ⑲ 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（本市様式13）

※⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑮⑱については、該当する場合に提出すること。

(2) 提出先

〒895-0074 薩摩川内市原田町22番10号

薩摩川内市水道局 経営管理課 企画業務グループ

電話 0996-20-8501 FAX 0996-20-8512

(3) 提出方法 ※ 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

① 持参による場合

令和7年7月18日（金）から令和7年7月31日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）に持参のこと。（事前に電話連絡の上、来庁してください。）

② 郵送による場合

令和7年7月31日（木）午後5時までに必着のこと。

13 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、参加者に対し、令和7年8月7日（木）（予定）までに「参加資格確認結果通知（様式第5号－1・2）」により通知する。なお、参加資格を有していないと認められた事業者に対しては、理由を付して通知を行うものとする。

参加資格確認結果の通知により、参加資格を有していないとされた事業者は、本市に対して、「参加資格確認結果に関する説明要求書（様式第1号－4）」により、説明を求めることができ、本市は、当該事業者に対して「参加資格確認結果に関する説明要求回答書（様式第5号－3）」により回答する。

14 プロポーザルの辞退

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、プロポーザルを辞退する場合には、業務提案書等の提出期限日までに「プロポーザル参加辞退書（様式第3号）」を持参又は郵送により薩摩川内市水道局経営管理課企画業務グループへ提出すること。

15 公募要領等に関する質問書の提出

(1) 提出先

薩摩川内市水道局 経営管理課 企画業務グループ

電子メール gyomu@city.satsumasendai.lg.jp

FAX 0996-20-8512

(2) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ「公募要領等に関する質問書（様式第2号）」に記入の上、電子メール又はファックスで提出すること。その際の着信確認は、送信者の責任において行うこと。なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けません。

(3) 提出期間

令和7年7月18日（金）から令和7年8月5日（火）午後5時まで

16 公募要領等に関する質問への最終回答期限

(1) 最終回答期限

令和7年8月15日（金）（予定）まで

(2) 公表方法

公募要領等に関する質問への回答は、随時本市のホームページを通じて行うものとする。

なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

本市ホームページの URL

<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>

17 業務提案書等の提出

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、下記に示す書類一式を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 業務提案書等提出書類（様式第4号－1～5・任意様式）
（様式第4号－1～2）……………各1部

- (様式第4号-3) 1部
- (様式第4号-4) 17部
- (様式第4号-5) 17部
- (任意様式) 17部

様式はA4版の用紙を基本とするが、必要に応じA3版の用紙の横使用も可とする。(PDFは不可)

いずれも横書きで記載する。業務提案書記載事項に対する根拠資料等は添付資料とする。

また、業務提案書の内容に参加者が特定できる表記及び見積金額は記載しないこと。

- ② 見積書(様式第4号-6) 1部

見積内訳書(様式第4号-7) 1部を添付の上、提出すること。(封筒に入れ糊付けし、封印のこと。)なお、物価変動等に応じた改定は見込まず、消費税及び地方消費税額を含む。

- ③ 財務関係書類 各1部

- ア 貸借対照表(直前3年間)
- イ 損益計算書(直前3年間)
- ウ キャッシュフロー計算書(直前3年間)

(2) 提出先

〒895-0074 薩摩川内市原田町22番10号
 薩摩川内市水道局 経営管理課 企画業務グループ
 電話 0996-20-8501 FAX 0996-20-8512

(3) 提出方法 ※ 持参又は郵送(書留郵便に限る)による。

- ① 持参による場合

令和7年8月18日(月)から令和7年9月16日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日を除く。)に持参のこと。(事前に電話連絡の上、来庁してください。)

- ② 郵送による場合

令和7年9月16日(火)午後5時までに必着のこと。

18 費用の負担

プロポーザルに係る費用については、全て参加者の負担とする。

19 プロポーザルの提出書類の使用等

参加者から提出された業務提案書等は返却しない。

20 プロポーザルに関する留意事項

- (1) 提出書類の書換え等の禁止

参加者は、提出期限以降における提出書類の書換え等を行うことができない。

- (2) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ① 提出方法、提出期限又は提案書類が、本要領に適合しないもの
- ② 提案書に虚偽の記載があるもの

- ③ 提出された「見積書（様式4号-6）」の見積金額が上限額を超過したとき。
- ④ 見積書の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき。
- ⑤ 見積書記載の金額、記名、件名又は印影が認知しがたいとき。
- ⑥ 談合その他不正の行為があったと認められるもの
- ⑦ その他不相当と認めるもの

21 プロポーザルの中止等

本市が必要と認めた場合には、プロポーザルを中止、延期又は取り消すことがある。

22 事業者の決定

- (1) 受託候補者の選定
事業者の選定等は、「薩摩川内市上下水道・温泉事業窓口等関連業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。
- (2) 業務提案書に関する参加者への確認の実施
本市は、審査委員会の審査にあたり、業務提案書で内容確認の必要がある場合、参加者に確認をすることがある。確認の必要がある参加者には、令和7年9月26日（金）（予定）までに、業務提案書に関する内容確認書（様式第5号-4）を通知する。
- (3) 業務提案書に関する確認に対する参加者からの回答
本市より内容確認があった参加者は、業務提案書に関する確認に対して、令和7年10月8日（水）（予定）までに回答するものとする。（任意様式）
 - ① 提出先
薩摩川内市水道局 経営管理課 企画業務グループ
電子メール gyomu@city.satsumasendai.lg.jp
FAX 0996-20-8512
 - ② 提出方法
電子メール又はファックスで提出すること。その際の着信確認は、送信者の責任において行うこと。
- (4) 審査委員会の審査結果を受けて、本市は、受託候補者を決定するものとする。
- (5) 審査結果の通知
本市は、受託候補者に対し、「審査結果通知書（様式第5号-5）」、選定されなかった事業者に対しては、「審査結果通知書（様式第5号-6）」により速やかに通知する。
なお、ホームページには、受託候補者のみの公表とし、公表に関する電話及び電子メールによる問い合わせには、一切応じません。

23 契約手続き

- (1) 契約の締結
本市は、受託候補者と契約金額等の契約条件について協議の上、業務委託契約書を締結する。
業務委託契約の条件については、業務提案書の内容を基本として、本市と受託候補者との協議により定めるものとする。
- (2) 次順位者との交渉
本市は、受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。
- (3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て受託者の負担とする。

24 プロポーザルの瑕疵

- (1) 受託候補者決定から業務委託契約締結までの間に、プロポーザルにおける参加者の手続及び提出書類について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合は、審査委員会で審査を行い、対応を決定する。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて参加者に対し、前号の瑕疵についてヒアリングを行うことができるものとする。
- (3) 本市は、第1号に定める瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公平性又は公正性を著しく損なうおそれがあると認められる場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

25 必要事項等の追加

本書に定める事項以外にプロポーザルの実施に当たって、必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本市のホームページを通じて、また参加資格確認結果の通知後においては参加者に書面にて通知する。

26 その他

- (1) 提出された資料は返却しませんが、無断で他に使用することはありません。
- (2) 申請書又は提案書に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止要綱に基づき指名停止の措置を行うことがあります。

【問合せ先】

薩摩川内市水道局 経営管理課 企画業務グループ

住 所 〒895-0074

鹿児島県薩摩川内市原田町22番10号

電 話 0996-20-8501

F A X 0996-20-8512

電子メール gyomu@city.satsumasendai.lg.jp